

* * * * *

定 款

* * * * *

一般社団法人日本人間工学会

平成 21 年 7 月 1 日設立
平成 22 年 4 月 8 日改訂
平成 25 年 6 月 1 日改訂

一般社団法人日本人間工学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本人間工学会という。

2 この法人の英文名は、Japan Ergonomics Societyとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人間工学に関する諸研究と応用及びこれに関連する事業を促進することにより、社会における人間工学の普及と実践に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会などの開催
- (2) 学会誌「人間工学」その他の人間工学に関連する刊行物の発行
- (3) 会員相互の研究に関する連絡及び協力
- (4) 人間工学専門家の認定
- (5) 人間工学に関する啓発活動
- (6) 国内関連諸学会との協力活動
- (7) 諸外国の同種学会との協力活動
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動に参加する個人
- (2) 準会員 大学生または大学院生若しくはそれに準ずる者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を援助する個人または団体

- (4) 名誉会員 人間工学に関わる学識経験を有し、この法人に顕著な貢献を行った正会員で、理事会が別に定める手続により推薦し、社員総会が承認した者
- 2 正会員の中から理事会で別に定める割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員の選出を行うために必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 6 代議員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 辞任等により代議員が欠けた場合は、得票数の多かったものを順次繰り上げて代議員とすることができます。繰り上げて選出した代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第6条 会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費の納入)

第7条 会員は、社員総会の決議により定める会費を納入しなければならない。但し、名誉会員は会費の納入を要しない。

- 2 会員がその資格を失ったとき、会費の未納がある場合はこれを納入しなければならない。
- 3 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費及びその他の金銭は、これを返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (3) 会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

2 資格を喪失した正会員が代議員の場合、同時に代議員資格も喪失する。

(退会)

第9条 会員は所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、その社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、その社員総会において決議の前に弁明する機会を与えるなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名した場合は、理事長はその会員に対して、通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第4章 役員

(役員の設置)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	1名
理 事	25名以上30名以内
監 事	2名

2 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、代議員の中から、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の中から、理事会の決議によって選任する。
- 3 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人またはこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行う恐れがあるときは、遅滞なくその旨を社員総会または理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合請求の日から5日以内にその請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、そ

の行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に
対し、その行為をやめることを請求すること。

(任期)

- 第16条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げないが、連続して2期(4年)を超えることはできない。
- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げないが、連続して2期(4年)を超えることはできない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

- 第17条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事の解任については総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議によらなければならない。

(役員の報酬等)

- 第18条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議をもって定める。

(利益相反取引の制限)

- 第19条 理事は、次に掲げる場合には、理事会においてその取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 上記取引を行った理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

- 第20条 この法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第5章 社員総会

(構成)

第21条 社員総会は、すべての代議員をもって構成し、社員総会における議決権は代議員1名につき、1個とする。

(権限)

第22条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に定める事項に限り決議することができる。

(開催)

第23条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員から、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。

(3) 前項の規定による請求をした代議員が、請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合または請求があった日から6週間以内の日を社員総会とする招集の通知が発せられない場合に、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき。

(招集)

第24条 社員総会は、前条2項3号の規定により代議員が招集する場合を除き、理事長が招集する。但し、第3項但し書きの場合を除き、すべての代議員の同意がある場合は、その手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。但し、社員総会に出席しない代議員が書面または電磁的方法によって議決権行使することができることとするときは開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員総会の目的である事項

(3) その他法令で定める事項

(議長)

第25条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 社員総会は総代議員の議決権の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第27条 社員総会の決議は、一般法人法またはこの定款で別段の定めがある場合を除

き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第28条 社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法により議決権を行使し、あるいは他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の運用については、出席した代議員とみなす。

(決議の省略)

第29条 理事または代議員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事長が代議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項が社員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した代議員のうち指名された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 業務に関する規則の制定、変更及び廃止
(3) 理事の職務の執行の監督
(4) 理事長及び副理事長の選定及び解職
2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
(1) 重要な財産の処分及び譲受け
(2) 多額の借財
(3) 重要な使用人の選任及び解任
(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(開催)

第34条 理事会は、年4回以上開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、一般法人法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事並びに出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 その他の機関

(委員会)

第41条 理事会は、委員会を設置することができる。

- 2 委員長は、原則として正会員の中から理事長が委嘱する。
- 3 委員会に関して必要な規則は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員会は、必要に応じて内規を定めることができる。

(支部)

- 第42条 この法人に支部を置くことができる。
- 2 支部の設置に関する規則は理事会において別に定める。
 - 3 支部は各支部の規定に基づき支部長を選出する。
 - 4 支部長は、理事を兼ねる。

(研究部会)

- 第43条 理事会は、研究部会を設置することができる。
- 2 研究部会長は、正会員の中から理事長が委嘱する。
 - 3 研究部会は、必要に応じ、正会員以外でも当該研究部会の活動に賛同する個人を適宜参加させることができる。
 - 4 研究部会に関して必要な規則は、理事会の決議により別に定める。
 - 5 研究部会は、必要に応じて内規を定めることができる。

(人間工学専門家認定機構)

- 第44条 理事会は、人間工学専門家認定機構を設置することができる。
- 2 機構長は、理事会の承認を経て認定人間工学専門家の中から理事長が委嘱する。
 - 3 この機構は、人間工学専門資格制度によって認定された認定人間工学専門家より構成される。
 - 4 この機構に関して必要な規則は、理事会の決議により別に定める。
 - 5 この機構は、必要に応じて内規を定めることができる。

(大会長)

- 第45条 理事会は、大会長1名を選任する。
- 2 大会長は理事会の委任に基づき、原則として年1回の大会を主催する。
 - 3 大会長の任期は、前大会の終了直後から当該大会の終了時までとする。
 - 4 大会に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により、別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第47条 この法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度最初の理事会までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第48条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

(非営利性)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

- 2 この法人は、剰余金の分配または残余財産の分配もしくは引渡し以外の方法により特定の個人または団体に特別の利益を与えることはしない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、変更することができる。

(合併等)

第51条 この法人は、社員総会において総代議員の議決権の3分の2以上の多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解散)

第52条 この法人は、法令で定める事由により解散するほか、社員総会において総代議員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類の備置き)

第55条 この法人の主たる事務所には、次に掲げる書類を常に備え置かなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 計算書類及び附属明細書
- (5) 前項の監査報告書
- (6) その他法令で定める書類及び帳簿

第11章 情報公開

(情報公開)

第56条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財務資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

(公告)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補 則

(細則)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。